

平成22年9月24日

景観課

電話：0742-34-5209

奈良市景観修景助成事業の募集について

1. 目的

平成22年4月1日より奈良市景観計画を施行しました。奈良市域全てを景観計画区域とし、その中でも景観形成について重点的に修景が必要な地区については、景観形成重点地区として指定を行いました。

その景観形成重点地区内の景観形成を促進することを目的とし、地区内にある屋外広告物の撤去、建築物の塗替、植栽等の修景工事について奈良市景観修景助成事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。

2. 対象となる工事

- ・ 景観計画デザインガイドラインを満たす修景工事（除却を含む。）とします。
- ・ 補助対象事業が、景観形成重点地区の景観形成を促進するもので、その成果が広く市民に還元され、波及効果が見込めるものであること。

3. 対象となる区域

奈良市景観計画による「景観形成重点地区」

～沿道景観形成重点地区～

指定道路の境界線から両側10mの範囲三条通

大宮通り沿道景観形成重点地区

三条通景観形成重点地区（地区計画の区間は15m。）

一般国道24号沿道景観形成重点地区

主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区

主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区

～エリア指定による重点地区～

奈良町歴史的景観形成重点地区（屋外広告物のみ）

西の京歴史的景観形成重点地区

JR奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区

近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区

4. 対象となる方

補助対象区域内に所在する屋外広告物等の所有者又は占有者(所有者の同意を得られた方に限ります。)が対象となります。

5. 募集期間

平成22年10月1日(金)～平成22年10月29日(金)

6. 補助金の額

交付の対象となる経費の2分の1以内でかつ予算の範囲内。(予算額10,000千円)
ただし、1事業の限度額は以下のとおりです。

屋外広告物、工作物、植栽	限度額	50万円
建築物	限度額	200万円

7. 申請方法

景観課に書類を申請

8. 広報方法

しみんだより10月号へ掲載

HPへの掲載

募集案内(パンフレット)を窓口にて配布 HPからダウンロードも可能

景観形成重点地区 指定図

